

SHINWA NEWS

令和5年分の確定申告について

令和6年2月
(No.3)

今年も確定申告の時期が近づいて参りました。

今回は、所得税の確定申告について、令和5年分の確定申告から適用される改正事項をご紹介します。(今回の申告期限は、令和6年3月15日(金)になります。)

[1] 令和5年分の申告に関する改正事項

(1) 上場株式等の配当・譲渡所得の課税方式の統一化

これまで、税務上の有利不利により上場株式等の配当・譲渡所得については、所得税と住民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきました。しかし、令和5年分(住民税は令和6年度)課税以降は、公平性を考慮し、課税方式が所得税と住民税で統一されることになりました。

これに伴い、令和5年分の所得税確定申告書から「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄が削除されました。

具体的には、以下の通りとなります。

- ・所得税で申告不要を選択した場合、住民税においても申告不要となります。
- ・所得税で総合課税・分離課税を選択した場合、住民税においても総合課税・分離課税を選択したことになります。

(2) 財産債務調書制度

財産債務調書制度は、以下のとおり改正されました。

① 提出義務者

以下のいずれかに当てはまる方

・所得税の確定申告書を提出する必要がある方又は一定の所得税の還付申告書を提出することができる方で、次のイ及びロを満たす方。

イ その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超えること

ロ その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の有価証券等を有すること

・その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する居住者の方

② 提出期限

その年の翌年の6月30日(この改正に伴い「国外財産調書制度」についても提出期限がその年の翌年の6月30日に変更されました。)

(3) 国外扶養親族に対する扶養控除の適用条件変更

居住者が、国外居住親族について扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除（扶養控除等）の適用を受けるためには、給与等又は公的年金等の支払者に一定の確認書類（親族関係書類・留学ビザ等書類・送金関係書類・38万円送金書類）の提出又は提示をする必要があります。

令和5年1月からは、扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養親族（居住親族のうち、合計所得金額が48万円以下である者）のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者に限られることとなりました。

- ① 年齢16歳以上30歳未満の者
- ② 年齢70歳以上の者
- ③ 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次のイからハまでのいずれかに該当する者
 - イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - ロ 障害者
 - ハ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

[2] 令和5年分の手続きに関する改正事項

(1) 納税地の異動・変更の手続きが原則不要となります。

所得税の確定申告書は、提出時の納税地を所轄する税務署長に提出することになっています。納税地とは一般的には住所地になります。

令和5年1月1日以降の納税地の異動又は変更については、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」の提出は不要となります。所得税又は消費税の申告書に記載された情報から把握することとなります。

(2) 申告書等用紙の送付取りやめ

- ・ 社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、e-taxを利用して確定申告を行った翌年（翌事業年度）分の申告書等の用紙については送付されません。電子申告等開始届出書を提出後、e-Taxを利用されるまでの間は申告書等用紙が送付されます。
- ・ e-Taxを利用して確定申告した翌年（翌事業年度）は、e-Taxによる申告に当たっての注意事項、予定納税額及び納期限等を表示したお知らせが利用者本人のメッセージボックスに格納されます。このお知らせについては、個人の方の場合は、1月下旬頃にメッセージボックスに格納することとしています。
- ・ 個人の方へのお知らせには、振替日及び振替利用金融機関の情報についても表示されます。
- ・ 所得税の予定納税額の通知書及び消費税の中間申告書については、従来通り送付されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。